# 生活サポート短時間勤務規定

### （総則）

第１条　この規定は、生活サポート短時間勤務制度の取り扱いを定める。

### （定義）

第２条　この規定において「生活サポート短時間勤務制度」とは、一定の事情にある社員に対し、一定期間、所定労働時間を短縮して勤務することを認める制度をいう。

### （目的）

第３条　この制度は、次の目的のために実施する。

（１）家庭生活と会社生活との両立を図ること

（２）社員のインセンティブとモラールの向上を図ること

（３）優れた人材の定着を図ること

### （適用社員の範囲）

第４条　この制度は、勤続１年以上の社員に適用する。

### （短時間勤務の事由）

第５条　次のいずれかの事由に該当する社員は、あらかじめ会社に申し出ることにより、所定勤務時間を短縮して勤務することができる。

（１）配偶者の妊娠、出産

（２）介護を必要とする親の介護

（３）病気の子の世話

（４）育児。子の養育

### （短時間勤務の形態）

第６条　短時間勤務の形態は、次のいずれかまたは双方とし、本人の決定に委ねる。ただし、１日の勤務時間は５時間以上、１週の勤務日数は３日以上でなければならない。

（１）１日の所定勤務時間の短縮

（２）１週の所定勤務日数の短縮

### （短時間勤務の期間）

第７条　短時間勤務ができる期間は、最長１年とする。

### （短時間勤務の回数）

第８条　社員は、在職中２回以上短時間勤務ができる。

### （間隔）

第９条　前条の規定にかかわらず、２回以上短時間勤務をするときは、前回の短時間勤務の終了日から１年以上経過していなければならない。

### （申し出）

第10条　短時間勤務をすることを希望する者は、開始日の２週間前までに、所定の「短時間勤務届」を会社に提出しなければならない。

### （通常勤務への復帰）

第11条　短時間勤務の期間の途中で短時間勤務をすることの必要性が消滅したときは、直ちに通常の勤務に復帰しなければならない。

### （給与）

第12条　給与は、給与計算期間中の所定勤務時間数と短時間勤務の時間数との割合により支給する。

給与＝（短時間勤務の時間数／所定勤務時間数）×所定給与

### （賞与）

第13条　賞与は、賞与計算期間中の所定勤務時間数と短時間勤務の時間数との割合により支給する。

賞与＝（短時間勤務の時間数／所定勤務時間数）×所定賞与

（付則）　この規定は、○年○月○日から施行する。